

氏 名	お 尾 崎 秀 夫
学位(専攻分野)	博 士 (文 学)
学 位 記 番 号	文 博 第 82 号
学位授与の日付	平 成 9 年 3 月 24 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研究科・専攻	文 学 研 究 科 西 洋 史 学 専 攻
学位論文題目	インノケンティウス4世における教皇権

論文調査委員 (主 査) 教 授 服 部 春 彦 教 授 服 部 良 久 教 授 南 川 高 志

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、13世紀のローマ教皇で著名な教会法学者でもあったインノケンティウス4世（以下、4世と略記）の統治理論及び実践を検討することを通じて、ローマ教皇権の最盛期とされるこの時期に教皇が世界における自らの役割をいかに提示し、また現実に行動したかを明らかにしようとするものである。

まず「はじめに」において本論文の課題を提示した後、第1章「前提」では、第1節で4世の生涯を簡潔にたどり、第2節で4世に関する研究史を概観して問題の所在を明確にし、第3節ではその問題の解明のため史料について論じる。4世は従来、神聖ローマ皇帝フリードリヒ2世と争ってこれを廃位した皇帝として知られ、それ故政治理論においても教皇の世俗支配を主張し教皇権を頂点に至らしめた人物と考えられてきた。しかし、このような通説は根拠が十分でなく、再検討が必要と思われる。本論文では、4世の政治理論において教皇権の優位と聖俗両権並立の主張とを両立させる、特定のケースにおける教皇権の世俗的領域への介入権を検討するとともに、この問題について重要なインノケンティウス3世の3つの教皇令の4世による註釈を検討することによって、4世の理論の特質とその位置づけを再考する。さらに4世の対異教徒理論及び政策を分析し、また東方教会への対応をも考察して、4世がラテン・キリスト教世界以外に対して教皇をいかに位置づけ、行動したかを検討する。4世の政治理論研究のための史料としては、彼自身の著作『教皇令集5巻註解』と書簡、公会議決議などのほかに、「エゲル・クイ・レニア」なる文書がある。この文書をいかに扱うかは研究史上の難問であるが、論者はこの文章を4世による皇帝廃位宣言やその註釈と比較検討して、「エゲル」は4世の見解を正確に反映するものではなく、4世の理論研究の史料とすべきではないとする。

次に第2章「ラテン・キリスト教世界における教皇権と世俗権」では、まず第1節で、4世においても教皇権の優位性と聖俗両権の並立がともに承認されていることを確認した後、これら二つの主張を両立させる、特定のケースにおける霊的権力の世俗的領域への介入権の主張を検討する。第2節では、4世がインノケンティウス3世の教皇令「リケト」の註釈において、教皇が世俗的領域に介入できる11のケースを

挙げていることを示した後、これを4つに分類する。即ち、第1は公正な世俗裁判が行われず、上訴する世俗裁判官がいない場合であって、世俗の秩序を保つために優越する霊的権力が世俗の権力を代行する。第2は寡婦や孤児、聖職者など教会が保護すべき人々が関わっている場合で、彼らを守るために霊的義務に基づいて介入する。第3は世俗的問題に霊的事柄が関係している場合で、霊的事柄がより重大であるが故に霊的権力に帰属する。第4は教会領内における世俗の問題であって、教会裁判官が世俗裁判官として権限を行使する。このように4世は、世俗権力が教会領以外において教皇に帰属すると主張しているのではなく、世俗権力の一定の自律性を承認しながら、霊的権力に基づく教皇の介入権を主張しているのである。教皇権をペテロ、キリストを経て神にまで遡らせる4世の主張も、以上のようなケースにおける介入権の根拠とされているのであって、教皇の絶対的権力の根拠なのではない。

次いで第3節では、1245年のリヨン公会議における、皇帝フリードリヒ2世に対する教皇の廃位宣言と、『註解』におけるその註釈について検討する。4世は皇帝の罪状として偽誓、平和の侵犯、瀆聖、異端の4つを挙げ、鍵の権能、キリストの代理職、「全き権力」を根拠として、皇帝が神によってそのすべての名誉と威信を奪われたことを宣言し、皇帝に対する忠誠誓約を永遠に解除する。これらの罪状はすべて前述の霊的権力の介入が承認される特定のケースに該当する。ここで重要なことは、『註解』や書簡によると、4世がアラヌスら当時の教会法学者のように教皇の帝権授与や皇帝候補者審査権などを廃位権の根拠としていないことである。4世の廃位理論はインノケンティウス3世の教皇令や公会議決議に基づいて展開されており、4世自身の政治理論の枠組みの中にしっかりと位置づけられている。また4世の公会議における皇帝の廃位という政策自体、グレゴリウス9世の政策の継承であり、革新的なものではなかったことに注意する必要がある。第4節では、教皇の世俗的領域への介入に関連して特に重要なインノケンティウス3世の3つの教皇令、「ウェネラビレム」、「ペル・ウェネラビレム」、「ノウイト」と、4世がそれらに付けた註釈とを詳細に比較検討する。その結果、4世はそれらの教皇令の内容をより具体的に、法学的に厳密に規定しており、拡大解釈によって教皇の世俗的領域への介入権を強化したとは認め難いこと、4世がインノケンティウス3世の主張を変更し、教皇権を強化したという見解は受け入れられないことが明らかにされる。

第3章「インノケンティウス4世と非キリスト教世界」では、第1部でインノケンティウス3世の教皇令「クオド・スペル・ヒス」の註釈に基づいて、4世の対異教徒理論を分析する。4世は、異教徒の支配権の正当性を初めて承認した教会法学者であり、キリスト教徒は異教徒というだけで彼らを攻撃してはならないとする。他方で4世は異教徒が自然法を犯している場合、偶像を崇拝している場合、支配下のキリスト教徒を迫害する場合、キリスト教の宣教師を受け入れない場合など、特定のケースに限って教皇権が異教徒にも及ぶことを主張する。このような主張によって4世は教皇権を拡大したと考える史家もいるが、神の代理たる教皇がすべての人類に対し一定の権限をもつという主張は当然であり、また4世以前にも認められる。従ってより大きな意義があるのは異教徒の支配権の承認である。この点は14世紀以降の教会法学者の間でも見解が分かれたところであり、さらに16世紀のヨーロッパ人の新大陸征服の是非を巡る議論にも大きな影響を与えることになる。

第2節では4世のムスリム国家への対応を明らかにするために、4世を中心に13世紀前半の諸教皇と北

アフリカのムワッヒド朝君主との交渉について、両者の間で交わされた書簡を史料として考察を試みる。この時期ムワッヒド朝は内乱に対処するためにキリスト教徒の傭兵を必要とするようになったが、グレゴリウス9世がこうした状況を利用してムワッヒド朝のカリフ、アッラシードに改宗を迫ったのに対して、4世はキリスト教徒がカリフに仕えるための条件として、カリフの改宗ではなく、キリスト教徒のための防備施設の設置を求めた。そしてカリフが防備施設を設置しなかった時、4世がとった対策は軍事行動ではなく、キリスト教徒がカリフに仕えることを禁じただけであった。即ち4世は、キリスト教世界の指導者として対応し、何よりもキリスト教徒の信仰の自由を確保しようとしたのであり、そのためには異教徒の支配者の改宗か、異教徒の支配者との良好な関係が必要であった。4世にとって最終目標は異教徒のキリスト教化であったが、当面はより現実的な後者の道を選んだのである。第3節では、4世のモンゴル使節派遣について検討する。いわゆるバトゥの西征の後、4世はプラノ・カルピニらをモンゴルに派遣し、その侵入の非を抗議するとともに、情報収集にあたらせようとした。大カアンに即位したグユクの返書は教皇の意に沿うものではなかったが、カルピニを派遣しモンゴルに抗議するとともに情報収集にあたらせることによって、4世はキリスト教世界の指導者としての役割を果たしたのであり、モンゴル側も教皇をヨーロッパ第一の権力者と認めたのである。

第4章「インノケンティウス4世と東方キリスト教世界」では、第1節で4世のロシア諸公に対する政策について検討する。4世は教皇を中心とする対モンゴル防衛体制を樹立することによってキリスト教世界における教皇の指導権の強化を目指し、ロシア諸公に対して共同防衛体制の形成とローマ・カトリック教会への復帰を求めた。4世の政策は結局失敗に終わったが、彼が東方教会の慣習を認めるなど、教会統一のために柔軟で現実的な態度をとったことは注目される。第2節では、ニカイア帝国に対する4世の対応を考察する。ローマ教会とニカイア帝国との間には教義上の問題など統一への障害が存在したが、4世以前の教皇が譲歩の意志を示さなかったのに対して、4世は教皇の首位権の承認と引き換えにコンスタンティノープルを返還するだけでなく、教義上の問題を不問に付してまで、教会統一を推進しようとしたのである。

「おわりに」では、以上の論旨を要約しつつ、4世の理論と実践の歴史的意義について述べる。4世はキリスト教世界における教皇権と世俗権の関係について新しい理論を提示し教皇権を強化したのではなく、むしろそれまでの主張を法的に厳密に解釈しようとした。4世の理論の重要性は異教徒の支配権の正当性を承認した点にある。さらに4世は、異教世界に対してはキリスト教世界の代表者として行動し、また教皇の首位権を認めない東方教会に対しても柔軟に対応しローマ教会への復帰を図った。

論文審査の結果の要旨

ローマ教皇権の最盛期に当たる13世紀のヨーロッパでは、教皇はキリスト教世界の指導者として政治的問題にしばしば介入し、世俗権力に対する自己の優位を示そうとした。本論文は、13世紀中葉のローマ教皇で高名な教会法学者でもあったインノケンティウス4世を取り上げ、その著作の分析を通じて、彼がどのような政治理論をもって世俗的領域に介入したのかを明らかにするとともに、この教皇権の最盛期にローマ教皇が、イスラム、モンゴルなどの非キリスト教世界及び東方キリスト教世界にどのように対処しよ

うとしたのかを考察したものである。

インノケンティウス4世の政治理論については欧米の学界においてすでに数多くの研究がなされており、4世の理論の中に教皇権の優位性と聖俗両権の分立との2つの主張がともに見出されることについては今日大方の意見は一致を見ている。そして、そのような理論の枠組みの中で4世は教皇権を強化しそれを頂点にまで高めたとして、彼以前の教皇との間に政治理論の断絶を見る研究者が多数を占めている。このような見方が広く受け入れられている一つの理由は、4世が神聖ローマ皇帝フリードリヒ2世の廃位を宣言した教皇であることにあるが、論者は4世の著作『教皇令集5巻註解』を中心に書簡や公会議決議などを資料として彼の政治理論を詳細に分析し、上述の多数説が根拠を欠くことを明らかにする。

論者によれば、インノケンティウス4世の理論においては教皇権の優位性と聖俗両権の分立とがともに承認され、教皇権の世俗的領域への介入が特定のケースに限定されることによってそれらが両立させられている。4世はインノケンティウス3世の教皇令「リケト」の註釈において、教皇権の介入を皇帝の空位や君主の職務怠慢によって公正な世俗裁判が行われない場合など11のケースに限定し、それを教皇の靈的義務に基づかせ、世俗権力を侵害するよりもむしろ援助するためのものとして正当化する。4世のポルトガル王国への介入は、教皇が実際にこのような原則に基づいて行動したことを示している。また4世がフリードリヒ2世に対する廃位宣言で挙げる皇帝の罪状（偽誓、平和の侵犯、瀆聖、異端）はすべて教皇権の介入が承認される先のケースに属しており、それらは3世が教皇の管轄すべき事柄としたものである。また4世は廃位宣言の註釈において、皇帝廃位権を教皇の帝権授与や皇帝候補者審査権ではなく、教皇の鍵の権能とキリストの代理職といったより確実な根拠に基づかせている。4世の廃位理論は特に3世の主張に基づいて展開されており、一部の研究者がいうように4世の政治理論の枠組みからはみ出すものではない。

論者はさらに、教皇の世俗的領域への介入について定めているインノケンティウス3世の3つの教皇令、「ウェネラビレム」、「ペル・ウェネラビレム」、「ノウイト」に付けられた4世の註釈に検討を加えて、4世がそこにおいても教皇の世俗的領域への介入権を拡大するような主張は行っておらず、むしろ3世の教皇令の内容を法的に厳密に解釈することで世俗的領域への介入により慎重な態度をとっており、従って4世が3世の主張を越えて教皇権を強化したとは見なしがたいことを論証する。ところで研究者の中には、上述の廃位宣言への皇帝の反論に対する返答として書かれたとされる「エゲル・クイ・レニア」なる文書に基づいて、インノケンティウス4世が教皇権を拡大したと見る者がいるが、論者はこの文書を廃位宣言やその註釈と比較検討してそれが4世の見解を正確に反映していないと結論づけ、4世の政治理論研究の史料としては用いるべきでないとし、その一方で「エゲル」の内容が決してそれ以前の教会の主張と相容れないわけではないことをも注意深く付け加えている。

このように論者は、インノケンティウス4世の政治理論を体系的に分析し、通説を批判しつつ独自の、説得力ある解釈を提出した。この点に本論文の重要な意義が認められる。ただし、4世の政治理論の歴史的位置をより一層明確にするためには、4世以後の教皇、特に13世紀末に即位したボニファティウス8世の政治理論との比較が必要と考えられ、論者がその点に言及していないことが惜しまれる。

本論文のいま1つの成果は、論者がムスリム国家に対するインノケンティウス4世の対応の仕方を詳し

く分析して、この面における4世の独自性を明らかにしたことである。論者はまず、インノケンティウス3世の教皇令「クオド・スベル・ヒス」の註釈に示された4世の対異教徒理論を彼の前後の教会法学者のそれと比較検討して、4世が異教徒の支配権の正当性を承認した最初の教会法学者であり、教皇は異教徒がキリスト教徒を迫害した場合など特定のケースにのみ異教徒社会に介入しようと主張したことを指摘する。次いで13世紀の教皇達とムワッヒド朝カリフの間で交わされた書簡を分析して、インノケンティウス4世が他の教皇達とは異なって、キリスト教徒がカリフに仕えるための条件としてカリフの改宗を要求せず、支配下のキリスト教徒の安全確保のみを求めたことを確認し、このような柔軟で現実的な対応は4世の対異教徒理論に基づいていると結論づける。ここでも論者は、史料に密着した手堅い分析によって、随所で先行学説に修正を迫る新知見をもたらしている。

さらに論者は、インノケンティウス4世のモンゴルの支配者との交渉に論及し、また東方キリスト教世界に属するロシア諸公国及びニカイア帝国に対する4世の柔軟で現実的な態度にも触れているが、この部分はなお概括的叙述に留まっており、今後の研究に待つべき点が多い。しかし、このように不備な点はあるにせよ、論者がこれまでわが国の西洋史研究においてほとんど取り上げられることがなかったインノケンティウス4世研究に全力で取り組み、上記の成果を収めたことは評価されてよい。

以上審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、1997年2月21日調査委員3名が論文内容とそれに関連した事がらについて口頭試問を行った結果、合格と認めた。